

令和8年 第3回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和8年3月25日(水)

令和8年 第3回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和8年3月25日(水)	開催場所	上里町役場4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分	
議長	坂本俊雄	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚義晴、長谷川美雪		書記	事務局 長谷川美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	×	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	×			

会議進行状況

<p>[開 会]</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p> <p>日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定によ る許可申請について</p>	<p>事務局 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員10名、推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 坂本 茂 委員 議席番号4番 山下 登 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p> <p>日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。なお、菊池宏利委員は、議案の関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。</p> <p>(委員退席)</p> <p>事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 さいたま市○○△△△○○ ○○○○氏 です。土地の所在は大字○○○○○△△△△ 地目は畑、面積は1,006㎡、居住地から60mです。 農業振興地域内の白地、権利内容は贈与による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積1</p>
--	--	---

	<p>5, 992㎡、うち自作が9, 410㎡。借受地は6, 582㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は1名、機械につきましてはトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台所有しております。作付けは米麦、キャベツです。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は72歳の農家の方です。町外在住の弟さんより譲渡したいと相談を受けて申請となりました。</p> <p>2番、譲受人 上里町○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 上里町○○△△△○○ ○○○○氏です。土地の所在は大字○○○○○△△△△ 地目は登記簿田、現況畑、面積は576㎡、居住地から303mです。農業振興地域内の青地、権利内容は贈与による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積21089㎡、うち自作が14, 205㎡。借受地は6, 884㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2名、機械につきましてはトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台所有しております。作付けは米、トウモロコシ等です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は71歳の農家の方です。親戚から、譲渡の相談をうけて、申請となりました。</p> <p>3番、譲受人 上里町○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 群馬県○○△△△○○ ○○○○氏です。土地の所在は大字○○○○○△△△△ 地目は畑、面積は1, 312㎡、居住地から2, 400mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積275, 462㎡、うち自作が25, 044㎡。借受地は250, 418㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は4名、機械につきましてはトラクター7台、田植機1台、コンバイン3台等所有しております。作付けは米、白菜、ネギ等です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は74歳の農家の方です。以前から管理していた農地の地権者より売買の相談を受けて、経営規模を維持するため申請となりました。</p> <p>4番、譲受人 上里町○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 群馬県○○△△△○○ ○○○○氏、3番と同じ方です。土地の所在は大字○○○○○△△△△ 地目は畑、面積は1, 280㎡、居住地から400mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積26, 757㎡、うち自作が17, 025㎡。借受地は9, 732㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2名、機械につきましてはトラクター2台、田植機1台、コンバイン2台等所有しております。作付けは米、白菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は73歳の農家の方です。以前から管理していた農地の地権者より売買の相談を受けて、経営規模を維持するため申請</p>
--	---

		となりました。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	荻野好雄委員	1番について 問題ありません。
	飯塚 昭委員	2番について 問題ありません。
	木村 隆之委員	3番、4番について 問題ありません。
	議長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。

<p>日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>事務局に申し上げます。菊地宏利委員の復席をお願いします。</p>
	<p>(委員復席)</p>	
	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町○○○○△△△△ (株)○○○○、譲渡人 小川町○○△△△番地 ○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△ 面積は1, 515㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は製品置場です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地から11メートルです。譲受人は申請地南側で建設業を営んでおります。業務内容は河川の水門設置や各種工場のプラント等の改修になります。新たに組み立てる製品や、修繕する製品の保管場所が必要となるため、近年受注量が増加していることや、修理の際にはその都度本社まで製品を移動させなければならず、作業効率が悪化するという状態であることから、本社近くに製品置場を取得したく申請しました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町○○○△△△△○○○ ○○○○○、譲渡人 上里町大字○○△△番地○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△外1筆、面積は合計で433㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は親子3人で暮らしていますが、家財が増え、手狭になったことから、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は夫婦の職場の中間に位置しており、交通の便が良い等の理由により申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町大字○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 上里町大字○○△△△番地○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△、面積は351㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は戸建住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は隣地に居住しており、今後の生活を安定させるため、戸建ての賃貸</p>

	<p>議 長</p> <p>石倉 和宏委員</p>	<p>住宅2棟を建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇外1筆 面積は合計で621㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地分譲、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。譲受人は本庄市内で不動産業を営んでおります。申請地は公共施設、スーパー、コンビニにも近い等好立地と考え申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 面積は322㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建築予定付き売買、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。譲受人は本庄市内で不動産業を営んでおります。申請地は幹線道路、商業施設へのアクセスが良好であり、住宅用地として最適であるため申請に至りました。建築条件付き売買予定地として宅地での転用申請になります。概ね3か月の間に契約ができなかった場合に、申請者が住宅を建築します。</p> <p>6番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 面積は450㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は屋外駐車場、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。譲受人は申請地隣で寝具・衣料品店を営んでおります。申請店舗の利用者は年々増加しており、今後も増加見込みです。現在駐車スペースは店舗北側2台分のため、混雑時には待ち時間が発生するため、申請するものです。</p> <p>ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、1番の案件から順番に担当地区の委員および現場確認の報告をお願いいたします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p>
--	---------------------------	--

山下 登委員	2番について 問題ありません。
尾崎保幸委員	3番について 問題ありません。
柴崎 久男委員	4番について 問題ありません。
高野 保雄委員	5番について 問題ありません。
坂本 茂委員	6番について 問題ありません。
議 長	質疑のある方は順次御発言をお願いします。
柴崎 久男委員	4番についてですが、譲受人は初めての申請ですが、前回の許可の日付と宅地分譲であれば完了しているのか教えてください。
事 務 局	完了届がでていれば現場を見なくてもわかりますので、事務所にて確認してきます。 ～暫時休憩～
事 務 局	確認しました所、(株)〇〇〇〇については今回初めての申請です。

	議 長	他にございませんか。
	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので申請の通り、許可相当とすることに決定いたします。
<p>日程第4 報告第1号 農地法第3条第1項第1 3号の規定による届出に ついて</p>	議 長	<p>日程第4 報告第1号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について 1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第3条第1項第13号の規定による届出についてご説明いたします。この事業は中間管理機構の特例事業による農地法3条の届出になります。内容は農業振興地域内の農用地を、農地中間管理機構が規模縮小地権者から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に農地の売渡しを行う事業です。売る方は譲渡所得税の特別控除が受けられます。買う方は1ヘク以上の耕作を行っている等の一定の基準をクリアした方になります。譲渡人は上里町〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏。土地の所在は〇〇〇 △△△外1筆 面積は2筆併せて3, 219㎡、2筆とも農業振興地域内の青地です。地目は田です。この後、契約が進みますと埼玉県農林公社から譲受人〇〇〇〇氏への農地法第3条の許可申請が出されますので、数か月後の農業委員会で審議いただく流れになります。以上です</p>
[その他]	議 長	<p>以上で、本日用意いたしました全ての議案の審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和8年3月25日

議 長

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印

(山下 登 委員)

署 名 人

印